

第6章 移動等円滑化のために実施すべき事項

6-1 一般的事項

前章までに設定した重点整備地区及び生活関連施設並びに生活関連経路等のバリアフリー化を推進するにあたり、ここでは、まずバリアフリー化に対する一般的事項について整理します。

(1) 「移動等円滑化のために実施すべき事項」の整理の考え方

バリアフリー化の事業及びその方向性については、その事業主体や概ねの事業期間等を明確にする観点から、施設管理者・事業者別に整理することを基本とします。

具体的には、吉原駅及び重点整備地区のバリアフリー化については国の基本方針等に基づき、「旅客施設」、「道路」、「交通安全施設」、「都市公園」、「路外駐車場」及び「建築物」の6種類に分けて、それぞれの施設管理者または事業者が講ずべき措置について整理します。

また、吉原駅周辺空間のバリアフリー化については、関連する施設管理者や事業者が多岐にわたるため、別途「その他の事項」として整理することとします。

(2) ハード面のバリアフリーの考え方

特に必要性や緊急性が高いハード面のバリアフリー事業については、国の基本方針に基づく**特定事業**として位置づけ、**基本構想策定後速やかに特定事業計画を作成**し、原則として平成22年前後を目処に、移動等円滑化基準に適合したバリアフリー事業を概ね完了させることを目標とします。なお、本基本構想では、現状の問題点や利用者・事業者等の意見を総合的に踏まえ、「公共交通特定事業」、「道路特定事業」及び「交通安全特定事業」の3つの特定事業を位置づけ、バリアフリー化の考え方や実施すべきバリアフリー事業の概要、予定する事業主体等について整理するものとします。

また、特定事業に位置づけられない**その他の事業**については、現時点で明確でなくても、長期的観点のもと、可能な限り事業の方向性や予定する事業主体等について整理するものとします。

吉原駅・吉原本町駅周辺地区バリアフリー基本構想

— 移動等円滑化のために実施すべき事項 —

特定事業（公共交通・道路・交通安全）の位置づけ

・ バリアフリー化の考え方、実施すべきバリアフリー事業の概要、予定する事業主体等について整理

その他の事業の位置づけ

基本構想策定後速やかに特定事業計画を作成し、平成22年前後を目処に、移動等円滑化基準に適合したバリアフリー事業を概ね完了させる。

(3) ソフト面のバリアフリーの考え方

いわゆる「心のバリアフリー」に通ずるソフト面のバリアフリー事業については、明日からでも実施可能であることから、事業者・施設管理者をはじめ、市民全員の責務として捉え、高齢者や障害者等への理解を深めるとともに、「心のバリアフリー」の推進・啓発・スパイラルアップを推進していくこととします。

6-2 施設管理者・事業者別移動等円滑化に関する事項

(1) 旅客施設の移動等円滑化に関する事項

◆ JR吉原駅の移動等円滑化に関する事業【公共交通特定事業】

① 施設の位置づけ

- ・バリアフリー新法における特定旅客施設である。
- ・JR吉原駅は重点整備地区内に位置しないものの、当該重点整備地区との関連性が非常に強い生活関連施設である。

② 移動等円滑化の考え方

- ・特定旅客施設であるとともに、当該重点整備地区との関連性が非常に強い生活関連施設に位置づけられることから、公共交通特定事業※として、原則平成22年までに必要な整備を完了させるものとする。
- ・移動等円滑化にあたっては、国の基本方針や「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（H19.7国土交通省）」等に準拠するものとする。

※…「バリアフリー新法第25条第2項第4号」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針三4(1)」に基づき、JR吉原駅の移動等円滑化に係る事業を公共交通特定事業として位置づける。

③ 予定する移動等円滑化事業または方向性

- ・障害者対応型エレベーター及びエレベーターへ向かう通路（視覚障害者誘導用ブロック含）の新規設置
- ・改札口内への障害者対応型の多機能トイレの新規設置
- ・音響案内装置、点字案内板の新規設置

④ 予定する事業主体

- ・東海旅客鉄道株式会社



多機能トイレ設置のイメージ（JR東静岡駅）



障害者対応型エレベーターのイメージ（JR富士駅）

◆ 岳南鉄道吉原駅の移動等円滑化に関する事業【その他の事業】

① 施設の位置づけ

- ・ 通常の旅客施設（1日あたりの平均乗降客数が5,000人未満の有人駅）である。
- ・ 岳南鉄道吉原駅は重点整備地区内に位置しないものの、当該重点整備地区との関連性が非常に強い生活関連施設である。

② 移動等円滑化の考え方

- ・ 通常の旅客施設であるため、バリアフリー化は努力義務となるが、生活関連施設として位置づけられていることから、法の趣旨に基づき、移動等円滑化のための事業を可能な限り行っていくものとする。

③ 予定する移動等円滑化事業または方向性

- ・ 岳南鉄道吉原駅舎とJR吉原駅舎とを結ぶ連絡通路の新規設置
- ・ 新規連絡通路の設置に合わせた、視覚障害者誘導用ブロック、音響音声案内装置、点字案内板等の新規設置
- ・ プラットホームの嵩上げ、視覚障害者誘導用ブロック及びホーム縁端部警告ブロック等の設置の検討

④ 予定する事業主体

- ・ 岳南鉄道株式会社



現在の岳南鉄道吉原駅プラットホーム



新規連絡通路設置予定箇所（中央フェンス右側）

◆ 岳南鉄道吉原本町駅の移動等円滑化に関する事業【その他の事業】

① 施設の位置づけ

- ・ 通常の旅客施設（1日あたりの平均乗降客数が5,000人未満の有人駅）である。
- ・ 岳南鉄道吉原本町駅は重点整備地区内に位置しており、高齢者や障害者を始めとした多くの人がよく利用する生活関連施設である。

② 移動等円滑化の考え方

- ・ 通常の旅客施設であるため、バリアフリー化は努力義務となるが、生活関連施設として位置づけられていることから、法の趣旨に基づき、移動等円滑化のための事業を可能な限り行っていくものとする。

③ 予定する移動等円滑化事業または方向性

- ・ プラットホームの高上げ、視覚障害者誘導用ブロック及びホーム縁端部警告ブロック等の設置の検討

④ 予定する事業主体

- ・ 岳南鉄道株式会社



現在の岳南鉄道吉原本町駅



現在の岳南鉄道吉原本町駅プラットフォーム

◆ 富士急静岡バス吉原中央駅の移動等円滑化に関する事業【その他の事業】

① 施設の位置づけ

- ・ 通常の旅客施設（1日あたりの平均乗降客数が5,000人未満の有人駅）である。
- ・ 富士急静岡バス吉原中央駅は重点整備地区内に位置しており、高齢者や障害者を始めとした多くの人がよく利用する生活関連施設である。

② 移動等円滑化の考え方

- ・ 通常の旅客施設であるため、バリアフリー化は努力義務となるが、生活関連施設として位置づけられていることから、法の趣旨に基づき、移動等円滑化のための事業を可能な限り行っていくものとする。

③ 予定する移動等円滑化事業または方向性

- ・ バスターミナルとしての機能改善とバリアフリー化の検討

④ 予定する事業主体

- ・ 富士急静岡バス株式会社



現在の富士急静岡バス吉原中央駅



現在の富士急静岡バス吉原中央駅



富士急静岡バス車両

旅客施設の移動等円滑化に関する事項のまとめ

◆JR吉原駅の移動等円滑化事業【公共交通特定事業】

対象施設	施設の位置づけ	重点整備地区との関連	移動等円滑化事業等の概要	事業主体	概ねの事業実施期間					備考
					H19	H20	H21	H22	H23以降	
JR吉原駅舎	特定旅客施設 生活関連施設	地区外	障害者対応型エレベーター3基及びエレベーターへ向かう通路（視覚障害者誘導用ブロック含）を新たに設置する。	J R 東海㈱		■	■			
			改札口内に障害者対応型の多機能トイレを新たに設置する。	J R 東海㈱		■	■			
			音響案内装置、点字案内板を新たに設置する。	J R 東海㈱		■	■	■		

※「バリアフリー新法第25条第2項第4号」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針34（1）」に基づき、JR吉原駅の移動等円滑化に係る事業を公共交通特定事業として位置づける。
※上記事業のほか、老朽化等により施設・設備等を更新する場合には、移動等円滑化に寄与する事業を行っていく。

◆岳南鉄道吉原駅の移動等円滑化事業【その他事業】

対象施設	施設の位置づけ	重点整備地区との関連	移動等円滑化事業等の概要	事業主体	概ねの事業実施期間					備考	
					H19	H20	H21	H22	H23以降		
岳南鉄道 吉原駅舎	生活関連経路① 旅客施設 生活関連施設	地区外	岳南鉄道吉原駅とJR吉原駅とを結ぶ連絡通路を新たに設置する。	岳南鉄道㈱ ※予定		■	■	■	■	■	今後具体的な検討を開始し、できる限り早期の事業化を目指す
			連絡通路の設置に伴い、視覚障害者誘導用ブロック、音響音声案内装置、点字案内板等を新たに設置する。	岳南鉄道㈱ ※予定		■	■	■	■	■	今後具体的な検討を開始し、できる限り早期の事業化を目指す
			長期的観点のもと、プラットフォームの嵩上げ、視覚障害者誘導用ブロック及びホーム縁端部警告ブロック等の設置を検討する。	岳南鉄道㈱						■	■

※上記事業のほか、老朽化等により施設・設備等を更新する場合には、移動等円滑化に寄与する事業を行っていく。

◆岳南鉄道吉原本町駅の移動等円滑化事業【その他事業】

対象施設	施設の位置づけ		重点整備地区との関連	移動等円滑化事業等の概要	事業主体	概ねの事業実施期間					備考	
	旅客施設	生活関連施設				H19	H20	H21	H22	H23以降		
岳南鉄道吉原本町駅舎		生活関連施設	地区外	長期的観点のもと、プラットフォームの高上げ、視覚障害者誘導用ブロック及びホーム縁端部警告ブロック等の設置を検討する。	岳南鉄道(株)							富士市等が予定しているDMV導入計画を踏まえて事業を検討する

※上記事業のほか、老朽化等により施設・設備等を更新する場合には、移動等円滑化に寄与する事業を行っていく。

◆富士急静岡バス吉原中央駅の移動等円滑化事業【その他事業】

対象施設	施設の位置づけ		重点整備地区との関連	移動等円滑化事業等の概要	事業主体	概ねの事業実施期間					備考	
	旅客施設	生活関連施設				H19	H20	H21	H22	H23以降		
富士急静岡バス吉原中央駅舎		生活関連施設	地区外	長期的観点のもと、バスターミナルとしての機能改善とバリアフリー化を検討する。	富士急静岡バス(株)							富士市等が予定しているDMV導入計画を踏まえて事業を検討する

※上記事業のほか、老朽化等により施設・設備等を更新する場合には、移動等円滑化に寄与する事業を行っていく。

(2) 道路の移動等円滑化に関する事項

◆ 道路（生活関連経路）の移動等円滑化事業【道路特定事業】

① 施設の位置づけ

- ・重点整備地区に位置する道路のうち、生活関連施設や都市公園、主要な路外駐車場を連絡する主要な道路については、優先的かつ短期的にバリアフリー化を図る必要があるため生活関連経路として位置づける。

② 移動等円滑化の考え方

- ・生活関連経路に位置づけられることから、移動等円滑化にあたっては、国の基本方針や「道路の移動等円滑化基準」等に準拠するものとし、道路特定事業として、平成22年前後を目標に必要な整備を完了させるものとする。

③ 予定する移動等円滑化事業または方向性

- ・車道と分離された歩行者空間の確保
- ・段差及び勾配の解消
- ・透水性舗装への改良
- ・視覚障害者誘導用ブロックの新規設置または改良
- ・排水溝グレーチング蓋の改良 など

④ 予定する事業主体

- ・静岡県
- ・富士市



現在の生活関連経路②



現在の生活関連経路④



現在の生活関連経路⑦



現在の生活関連経路⑧

◆ 道路（その他経路）の移動等円滑化事業【その他の事業】

① 施設の位置づけ

- ・ 重点整備地区に位置する道路のうち、長期的観点から重点整備地区の面的なバリアフリー化に寄与すると考えられる道路を、その他の経路として位置づける。

② 移動等円滑化の考え方

- ・ 生活関連経路としての位置づけではないものの、重点整備地区内の移動等に関し、長期的に一層の利便性・安全性等の向上を目指すため、生活関連経路のバリアフリー化に目処がついた後、具体的にバリアフリー化に向けた検討を行うものとする。

③ 予定する移動等円滑化事業または方向性

- ・ 車道と分離された歩行者空間の確保
- ・ 段差及び勾配の解消
- ・ 透水性舗装への改良
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの新規設置または改良
- ・ 排水溝グレーチング蓋の改良 など

④ 予定する事業主体

- ・ 静岡県
- ・ 富士市



現在のその他経路②



現在のその他経路⑥



現在のその他経路④

道路の移動等円滑化に関する事項のまとめ

◆道路（生活関連経路）の移動等円滑化事業【道路特定事業】

経路	重点整備地区との関連	道路名称	都市計画道路		移動等円滑化事業等の概要	事業主体	概ねの事業実施期間					備考		
			名称	整備状況			H19	H20	H21	H22	H23以降			
生活関連経路②	地区内	(一) 吉原停車場吉原線 (主) 三島富士線	日吉新橋線	整備済	段差・勾配の解消、透水性舗装への改良、視覚障害者誘導用ブロックの改良、グレーチング蓋の改良等を行う。 車道と分離された歩行者空間の確保に努め、視覚障害者誘導用ブロック等を新たに設置する。 段差・勾配の解消、透水性舗装への改良、視覚障害者誘導用ブロックの改良、グレーチング蓋の改良等を行う。 車道と分離された歩行者空間の確保に努め、視覚障害者誘導用ブロック等を新たに設置する。	静岡県							歩道あり	
生活関連経路③	地区内	市道41号線	日吉新橋線 弥生線	整備済		富士市								歩道あり ※吉原中央駅の前面は歩道なし
生活関連経路④	地区内	市道184-2号線	荒田島中里線	整備済		富士市								歩道あり
生活関連経路⑤	地区内	(一) 吉原田子浦港線	—	—		静岡県								歩道なし 一方通行区間
生活関連経路⑥	地区内	市道2261号線	—	—		富士市								歩道なし
生活関連経路⑦	地区内	市道2260号線	—	—		富士市								歩道なし 一方通行区間
生活関連経路⑧	地区内	市道53号線	吉原勢子辻線	整備済		富士市								歩道あり
生活関連経路⑨	地区内	市道3062号線 市道3063号線 市道3066号線	—	—		富士市								歩道なし 一方通行区間（一部）
生活関連経路⑩	地区内	市道3081号線	—	—		富士市								歩道なし 一方通行区間
生活関連経路⑪	地区内	市道3086号線	—	—		富士市								歩道なし 一方通行区間

※平成20年度～平成21年度において特定事業計画の作成及び道路設計等を行い、平成22年度の事業着手を目指す。

※上記事業のほか、老朽化等により施設・設備等を更新する場合には、移動等円滑化に寄与する事業を行っていく。

◆道路（その他経路）の移動等円滑化事業【その他事業】

経路	重点整備地区との関連	道路名称	都市計画道路		移動等円滑化事業等の概要	事業主体	概ねの事業実施期間					備考
			名称	整備状況			H19	H20	H21	H22	H23以降	
その他経路①	地区内	(一) 吉原停車場吉原線	日吉新橋線	整備済	長期的観点のもと、段差・勾配の解消、透水性舗装への改良、視覚障害者誘導用ブロックの改良、グレーチング蓋の改良等を検討する。	静岡県						歩道あり
その他経路②	地区内	市道184-2号線 市道184-3号線	荒田島中里線	整備済		富士市						歩道あり
その他経路③	地区内	(一) 吉原田子浦港線	—	—	長期的観点のもと、車道と分離された歩行者空間の確保及び視覚障害者誘導用ブロック等の設置を検討する。	静岡県						歩道なし 一方通行区間
その他経路④	地区内	市道1号線	臨港富士線	整備済	長期的観点のもと、段差・勾配の解消、透水性舗装への改良、視覚障害者誘導用ブロックの改良、グレーチング蓋の改良等を検討する。	富士市						歩道あり
その他経路⑤	地区内	市道1号線	臨港富士線	整備済	—	富士市						既にバリアフリー化されているため、今後実施の維持を図る
その他経路⑥	地区内	市道185号線	荒田島中里線	一部整備済	都市計画道路として歩道が整備されている区間は、別途「あんしん歩行エリア」に関する事業により、歩道のバリアフリー化を図っていく。 歩道未整備の区間は、実現可能な事業手法を研究し、長期的観点のもと、道路整備・バリアフリー化を検討する。	富士市						歩道あり（一部）
その他経路⑦	地区内	市道41号線	弥生線	整備済	長期的観点のもと、視覚障害者誘導用ブロック等の設置を検討する。	富士市						歩道あり

※上記事業のほか、老朽化等により施設・設備等を更新する場合には、移動等円滑化に寄与する事業を行っていく。

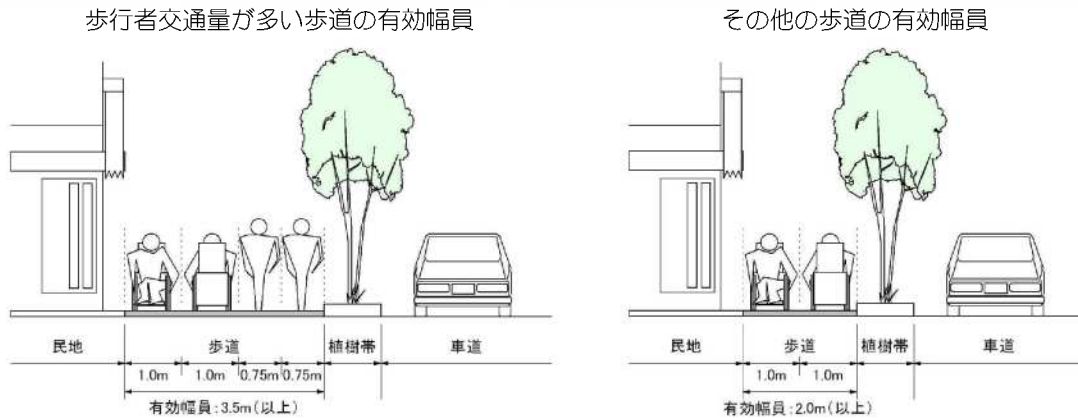
(参考：道路(歩道)の移動等円滑化基準) ※抜粋

■有効幅員について

- 歩道の有効幅員は、道路構造令第11条第3項に規定する幅員の値以上とする。

[道路構造令 第11条第3項]

- ◇歩行者交通量が多い歩道…有効幅員 3.5m以上
- ◇その他の歩道…有効幅員 2.0m以上

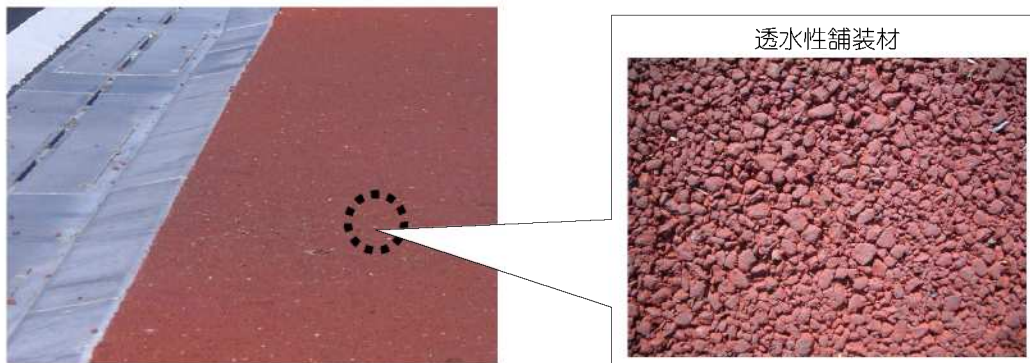


※ただし、やむを得ない場合は、当分の間、有効幅員を1.5mまで縮小することができる。

■歩道舗装について

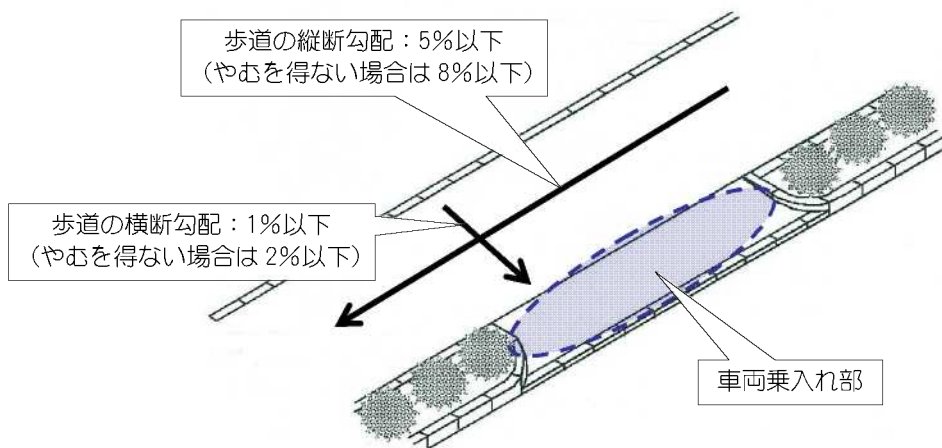
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。
- 歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。

透水性舗装のイメージ (新富士駅周辺歩道)



■歩道勾配について

- 歩道等の縦断勾配は5%以下とする。(やむを得ない場合は8%以下とすることができる)
- 歩道等の横断勾配は1%以下とする。(やむを得ない場合は2%以下とすることができる)

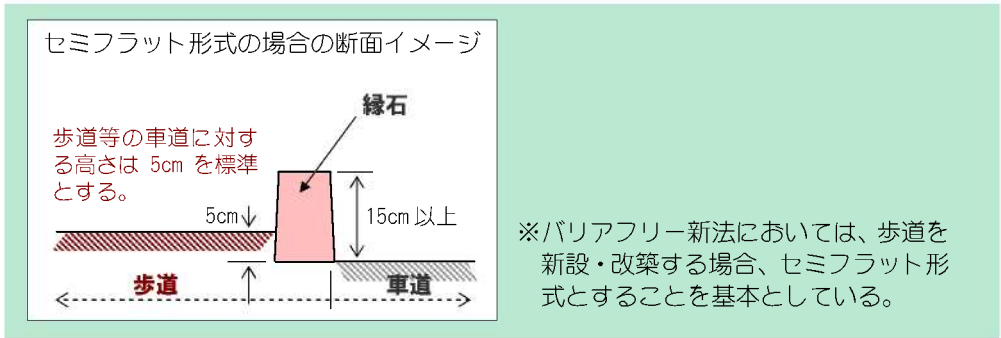
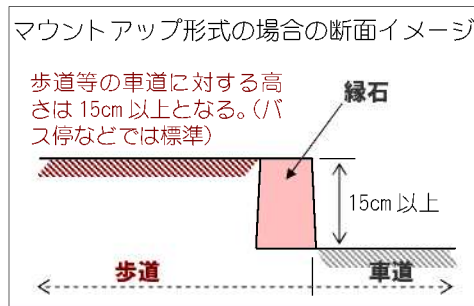
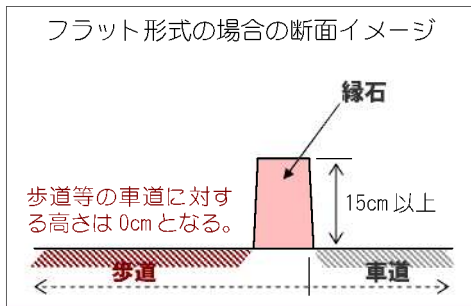


■歩道等と車道等の分離について

- ・歩道等には、車道等または自転車道に接続して縁石線を設ける。
- ・歩道等に設ける縁石の車道等に対する高さは15cm以上とし、歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定める。

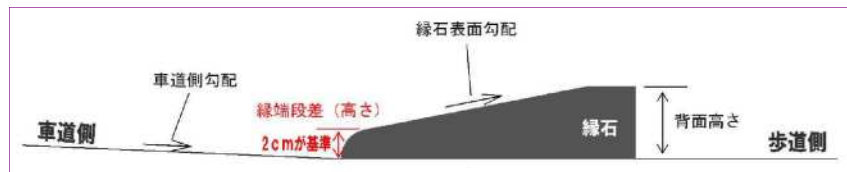
■歩道等の高さについて

- ・車道等に対する歩道等の高さ（縁石を除く）は5cmを標準とする。ただし、横断歩道部分はこの限りではない。
- ・歩道等の高さは、バス停留所等及び車両乗り入れ部の設置の状況等を考慮して定める。



■横断歩道に接続する歩道等の部分について

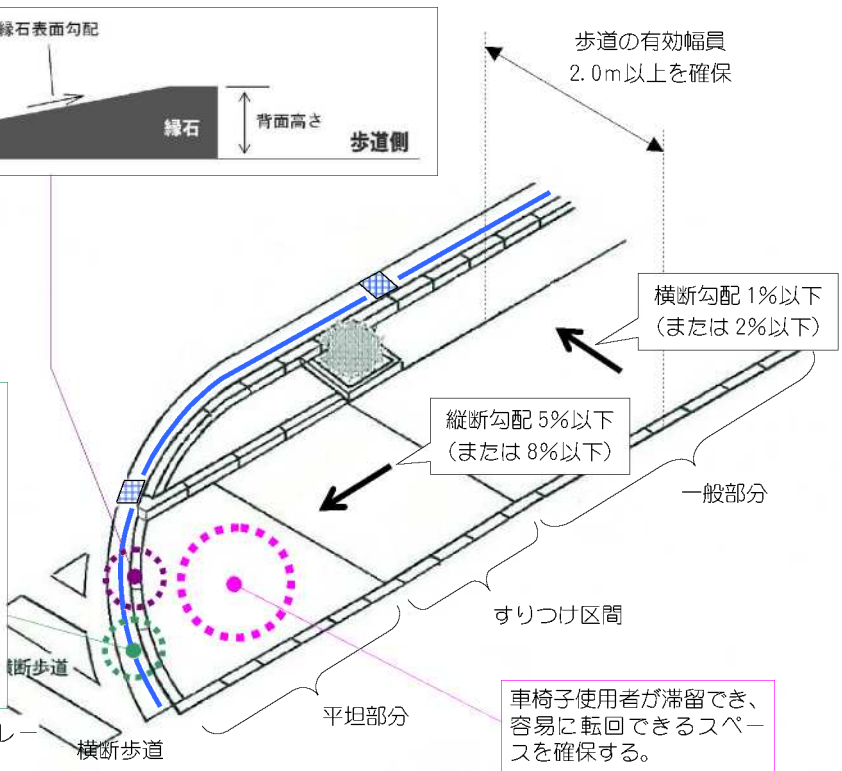
- ・横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は車道等の部分より高くし、段差は2cmを標準とする。
- ・段差に接続する歩道等の部分は、車椅子使用者が円滑に転回できる構造とする。



- ・縁端段差を1cm（場合によっては0cm）とするなど、2cm未満とする場合は、縁石表面に加工措置を施すことによって、視覚障害者の認知性を高める工夫が必要である。



- ・横断歩道部の雨水ますは移設するか、グレーチング蓋を細目のものに変更する。
- ・必要に応じて円形側溝の施工を検討する。



(3) 交通安全施設の移動等円滑化に関する事項

◆ 交通安全施設等の移動等円滑化事業【交通安全特定事業】

① 施設の位置づけ

- ・ 信号機等の交通安全施設についての特別な位置づけはないが、これらはすべて生活関連経路上に位置しているため、重点整備地区のバリアフリー化を目指す上で、非常に重要な施設である。

② 移動等円滑化の考え方

- ・ 移動等円滑化にあたっては、生活関連経路の具体的なバリアフリー化事業計画及び事業スケジュール等を勘案しつつ、国の基本方針や移動等円滑化基準に準拠するものとし、交通安全特定事業として、平成22年度までに必要な整備を完了させるものとする。

③ 予定する移動等円滑化事業または方向性

- ・ 既設信号機における歩行者灯器の付加
- ・ 必要な交差点におけるバリアフリー対応型信号機の新規設置
- ・ 道路標識・道路標示の高輝度化及び新規設置
- ・ 違法駐車取締り及びバリアフリーに関する広報啓発活動の実施

④ 予定する事業主体

- ・ 静岡県公安委員会



バリアフリー対応型信号機設置のイメージ（JR新富士駅周辺）
※静岡県公安委員会の単独事業として設置される可能性がある。

交通安全施設の移動等円滑化に関する事項のまとめ

◆交通安全施設の移動等円滑化事業【交通安全特定事業】

経路	重点整備地区との関連	道路名称	移動等円滑化事業等の概要	事業主体	概ねの事業実施期間					備考
					H19	H20	H21	H22	H23以降	
生活関連経路②	地区内	(一) 吉原停車場吉原線 (主) 三島富士線	経路上の既設の信号機について、歩行者支援装置等が付加されたバリアフリー対応型信号機への改良を行う。	静岡県 公安委員会						既設信号機：5基
生活関連経路③	地区内	市道41号線	経路上の既設の信号機について、歩行者支援装置等が付加されたバリアフリー対応型信号機への改良を行う。また、必要な箇所において、新たにバリアフリー対応型信号機を設置する。	静岡県 公安委員会						既設信号機：2基
生活関連経路④	地区内	市道184-2号線	経路上の既設の信号機について、歩行者支援装置等が付加されたバリアフリー対応型信号機への改良を行う。また、必要な箇所において、新たにバリアフリー対応型信号機を設置する。	静岡県 公安委員会						既設信号機：1基
生活関連経路⑤	地区内	市道53号線	経路上の既設の信号機について、歩行者支援装置等が付加されたバリアフリー対応型信号機への改良を行う。	静岡県 公安委員会						既設信号機：2基
	重点整備地区全域		地区内の既設の道路標識・標示の高輝度化を検討するとともに、必要な箇所において、新たに高輝度道路標識・標示の設置を検討する。 また、違法駐車取締りや広報啓発活動など、違法駐車行為防止対策を関係機関と連携して、重点的かつ計画的に実施する。	静岡県 公安委員会						

※平成20年度～平成21年度において特定事業計画の作成等を行い、平成22年度までに必要な事業を行う。

※上記事業のほか、老朽化等により施設・設備等を更新する場合には、移動等円滑化に寄与する事業を行っていく。

(4) 都市公園の移動等円滑化に関する事項

◆ 都市公園の移動等円滑化に関する事項

① 施設の位置づけ

- ・南町公園及び中央町公園は既設の都市公園である。

② 移動等円滑化の考え方

- ・南町公園は都市計画公園としての位置づけもあり、現在一部が整備済みとなっている。そのため、整備済みの部分においては、今後も適切な維持・管理を図るとともに、できる限り「都市公園の移動等円滑化基準」に適合するよう努めるものとし、また未整備の部分においては、今後整備時期等が明らかになった段階で、「都市公園の移動等円滑化基準」に適合した整備を実施するものとする。
- ・中央町公園も都市計画公園としての位置づけがあり、既に整備済みとなっているため、今後も適切な維持・管理を図るとともに、できる限り「都市公園の移動等円滑化基準」に適合するよう努めるものとし、ます。

③ 予定する事業主体

- ・富士市（南町公園及び中央町公園）



現在の南町公園（園路）



現在の南町公園（公園内トイレ）

(5) 路外駐車場の移動等円滑化に関する事項

◆ 路外駐車場の移動等円滑化に関する事項

① 施設の位置づけ

- ・ 富士市営吉原本町駐車場、ほんいちパーキング及び虹いろーどパーキングについては特定路外駐車場に位置づけられる。

② 移動等円滑化の考え方

- ・ 既設の特定路外駐車場である富士市営吉原本町駐車場、ほんいちパーキング及び虹いろーどパーキングについては、今後も適切な維持管理を図るとともに、可能な限り「路外駐車場の移動等円滑化基準」に適合するよう努めるものとする。
- ・ なお、今後大規模な改修または修繕等を行う場合には、「路外駐車場の移動等円滑化基準」に適合した整備を実施するものとする。

③ 予定する事業主体

- ・ 富士市（市営吉原本町駐車場）
- ・ 駐車場管理者（ほんいちパーキング及び虹いろーどパーキング）



現在の市営吉原本町駐車場



現在の市営吉原本町駐車場
(障害者用駐車場と通路)

(6) 建築物の移動等円滑化に関する事項

◆ 建築物の移動等円滑化に関する事項

① 施設の位置づけ

- ・生活関連施設を始めとする、重点整備地区内の特定建築物及び特別特定建築物が対象となる。

② 移動等円滑化の考え方

- ・生活関連施設（旅客施設を除く）を始めとする既存の特定建築物については、今後床面積 2,000 m²以上の規模の新築・改築・増築を行う場合は「建築物の移動等円滑化基準」に適合した整備を実施するものとする。
- ・なお、床面積 2,000 m²未満の新築・改築・増築を行う場合においても、可能な限り「建築物の移動等円滑化基準」に適合するよう努めるものとする。

③ 予定する事業主体

- ・建築物所有者



現在の聖隷富士病院



現在の富士市民活動センター（コミュニティ f）
（エントランス部）

(7) その他移動等円滑化に関する事項

◆ JR吉原駅北口広場の移動等円滑化に関する事項

① 施設の位置づけ

- ・ JR吉原駅北口に位置している交通広場は、駅前広場として都市計画決定された施設ではなく、維持管理も東海旅客鉄道株式会社によって全面的に行われている。しかしながら、現状でバスやタクシーなどの公共交通機関等が発着しているほか、吉原駅利用者の送迎等を目的とした一般乗用車も多く乗り入れており、実質的に駅前広場としての機能を有する空間となっている。

② 移動等円滑化の考え方

- ・ バリアフリー化にあたっては、以下に示す短期的方向性と長期的方向性の両方の視点で、今後検討を行っていくものとする。

(短期的方向性)

- ・ 富士市が運営管理している「吉原駅北自転車駐車場」については、高齢者や障害者等の通行に支障が生じないよう、施設利用のモラル向上などの啓発活動や違法駐車に対する監視体制を強化する。
- ・ 富士急静岡バス吉原駅停留所からJR吉原駅北口の階段昇降口までの区間については、富士市が、施設管理者である東海旅客鉄道株式会社と十分に協議を行った上で、通路の確保及び視覚障害者誘導用ブロックの設置等について検討する。
- ・ また、特に車椅子利用者等に対しては、新たに設置されるエレベーター～富士急静岡バス吉原駅停留所間の移動等の円滑性・安全性確保を図るための対応策について、富士市と東海旅客鉄道株式会社及び富士急静岡バス株式会社等の公共交通事業者が連携して検討する。

(長期的方向性)

- ・ 当面、現在の施設・設備の適切な維持管理を図りつつ、富士市及び静岡県をはじめとした行政と、東海旅客鉄道株式会社及び富士急静岡バス株式会社等の公共交通事業者が連携・協働して、駅前広場整備の実現可能性を含めた、吉原駅北口周辺のまちづくりについての検討を開始する。

③ 関連する施設管理者・事業者等

- ・ 静岡県
- ・ 富士市
- ・ 東海旅客鉄道株式会社
- ・ 日本貨物鉄道株式会社
- ・ 岳南鉄道株式会社
- ・ 富士急静岡バス株式会社



現在のJR吉原駅北口広場



現在のJR吉原駅北口広場



現在のJR吉原駅北口広場
(富士急静岡バス停留所と市営自転車駐車場)



現在のJR吉原駅北口広場
(駅舎エントランス部)



原動機付自転車によりふさがれた通路
(改善前)



分かりやすい標示による通路スペースの確保
(改善後)

◆ JR吉原駅南口歩道空間の移動等円滑化に関する事項

① 施設の位置づけ

- ・ JR吉原駅南口の歩道空間は、南口からのすべての駅利用者が通行する公共空間であるため、一般交通用施設（道路）として位置づける。

② 移動等円滑化の考え方

- ・ 生活関連経路としての位置づけではないものの、吉原駅利用時の利便性・安全性等の向上を目指すため、平成22年前後を目標に必要な整備を完了させるものとする。

③ 予定する移動等円滑化事業または方向性

- ・ 歩道の有効幅員の確保
- ・ 透水性舗装への改良
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの新規設置
- ・ エレベーター設置箇所付近における障害者用停車施設の設置
- ・ 排水溝グレーチング蓋の改良 など

④ 予定する事業主体

- ・ 富士市



現在のJR吉原駅南口



障害者停車施設のイメージ（JR富士駅）

その他移動等円滑化に関する事項のまとめ

◆JR吉原駅南口歩道空間の移動等円滑化に関する事項

経路	重点整備地区との関連	道路名称	都市計画道路		移動等円滑化事業等の概要	事業主体	概ねの事業実施期間					備考	
			名称	整備状況			H19	H20	H21	H22	H23以降		
—	地区外	臨港道路1号線	—	—	歩道部において段差・勾配等の解消、透水性舗装への改良、視覚障害者誘導用ブロックの設置、グレッチャング蓋の改良等を行う。 また、障害者対応型エレベーターの出入口及び階段昇降口の位置等に配慮しながら、車道部において障害者用停車施設の設置を検討する。	富士市							歩道あり

※上記事業のほか、老朽化等により施設・設備等を更新する場合には、移動等円滑化に寄与する事業を行っていく。